

環境省独立行政法人評価委員会の運営方針について

平成13年2月26日 委員会決定  
 平成14年2月15日 一部改正  
 平成14年9月18日 一部改正  
 平成15年12月9日 一部改正  
 平成18年8月23日 一部改正

事 項	内 容
1 会議の招集	<p>委員長は、環境省独立行政法人評価委員会（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を、委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）に通知するものとする。</p> <p>委員長は、事案の内容が軽微であり、やむを得ない理由により会議を開く時間的余裕がないと判断する場合は、会議の開催に代えて事案の内容を記載した書面を委員等に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決とすることができる。</p>
2 会議の公開及び出席者について (1) 会議の公開について	<p>会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立的な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合には、委員長は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。</p> <p>委員長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、入室人数の制限その他必要な制限を課することができる。</p>
(2) 代理出席について	<p>代理出席は認めない。欠席した委員等については、事務局からの資料送付等により、会議の状況を伝えるものとする。</p>
3 会議録等について	
(1) 会議録等の内容について	<p>会議録は、発言内容を精確に記載するものとする。</p> <p>会議録の調製に当たっては、当該会議出席委員の了承を得るものとする。</p> <p>1 により議決を行った場合、事案の内容、委員等の意見又は賛否の概要等を記載した議決録を作成するものとし、その調製に当たっては、3（1）に準じるものとする。</p>
(2) 会議録等の配布について	<p>会議録及び議決録は、当該会議に属する委員等に配布するものとする。</p>
(3) 会議録等の公開について	<p>議決録及び公開した会議の会議録は、公開するものとする。また、非公開とした会議の会議録であっても、委員会が認めるときは、公開するものとする。</p>

<p>4 部会</p>	<p>会議の会議録を非公開としたときは、当該会議の議事要旨を作成し、公開するものとする。</p> <p>会議録、議決録及び議事要旨の公開は、環境省ホームページへの掲載及び環境省閲覧窓口への備え付けにより行うものとする。</p> <p>部会の議事については、1から3までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「会議」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。</p> <p>前項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。</p>
<p>5 議決権の特例</p>	<p>委員等のうち、審議の対象となる独立行政法人の事務及び事業について利害関係を有する者は、当該独立行政法人に係る評価について議決権を有しないものとする。</p>
<p>6 その他 4</p>	<p>上記に規定するもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定めることができるものとする。</p>